

【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、平成30年中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F 設備	平成16年4月12日	1,000株	3,300,000円	平成30年3月16日	37,000円	3,700,000円
G 出版	平成16年7月9日	1,000株	2,500,000円	平成30年5月11日	13,000円	1,300,000円
H 食品	平成16年12月17日	1,000株	1,400,000円	平成30年11月9日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I 建材	平成14年4月5日	10,000株	500,000円	平成30年9月6日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、2面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注3）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を2面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を2面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を2面から転記してください。

2面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

1面 [平成30年分]

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

住所 (前住所) C市△△町3-16-4 フリガナ カナザワ ジョロウ 氏名 金沢 二郎

電話番号 (連絡先) ×××-△△△-〇〇〇〇 職業 無職 関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

		一般株式等	上場株式等
取	譲渡による収入金額 ①	700,000円	5,700,000円
金	その他の収入 ②		
額	小計 (①+②) ③	700,000	5,700,000
必	取得費 (取得価額) ④	500,000	7,200,000
要	譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
す	小計 (④から⑥までの計) ⑥		
差	差引金額 (③-⑥) ⑦	200,000	△1,557,000
引	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) ⑧		
金	所得金額 (⑦-⑧) ⑨	200,000	△1,557,000
額	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑩		
	繰越控除後の所得金額 (※4) (⑨-⑩) ⑪	200,000	

(注) 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、相対取引による譲渡損失の金額を指し、相対取引による譲渡損失の金額が赤字の場合は、申告書第三表⑩へ記載してください。また、⑩欄の金額が赤字の場合は、申告書第三表⑩へ記載してください。また、⑩欄の金額が赤字の場合は、申告書第三表⑩へ記載してください。

【事例3】の解説

○ あなたがお売りになった株式のうち、F 設備、G 出版、H 食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していないI 建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額	
(一般株式等)	700,000円	- 500,000円	= 200,000円	損益の通算は不可
(上場株式等)	5,700,000円	- 7,257,000円	= △1,557,000円	

○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、20ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①平成30年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成30年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表 (1面上部)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 C市△△町3-16-4 フリガナ カナザワ ジョロウ 氏名 金沢 二郎

確定申告書付表 (1面下部)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の「上場株式等」の①欄の金額)	①	1,557,000
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の「上場株式等」の②欄の金額)	②	1,557,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	1,557,000

確定申告書付表 (2面上部)

損失の金額	繰越控除後の金額 (※1)	繰越損失の金額
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	1,557,000
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額)	⑥	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額)	⑦	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額)	⑧	
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥)	⑨	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑦)	⑩	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑧)	⑪	1,557,000

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。
① 申告年分（「平成__年分」の空欄に「30」と書きます。）
② 住所（事業所などを含みます。）、氏名

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注3）参照）がある場合の記載方法については、1面の1(1)※をご覧ください。

この事例の場合、③欄の金額(1,557,000円)を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。⑪欄の金額(1,557,000円)が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きまますので、この事例では記入の必要はありません。